

令和7・8年度一関市営建設工事入札参加資格審査申請取扱要領 新旧対照表

(関連部分抜粋、下線部分は改正部分)

現行	見直し案
<p>令和7・8年度一関市営建設工事入札参加資格審査申請取扱要領 第1～6 [略] (建設工事業者の等級別区分等) 第7 [略] 1～3 [略] 4 前項の等級別区分及び営業所要件は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 建設工事業者の本社又は営業所の所在区分 本社又は営業所の所在区分は、次のとおりとする。 ア I種 一関市内に本社を有する者 イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者 ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者(「準市内本社」という。) (ア) 一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を4名以上有すること。 (イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること。 エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者 オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者 第8～10 (略) 附 則 この要領は、令和6年9月25日から施行する。 _____</p>	<p>令和7・8年度一関市営建設工事入札参加資格審査申請取扱要領 第1～6 [略] (建設工事業者の等級別区分等) 第7 [略] 1～3 [略] 4 前項の等級別区分及び営業所要件は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 建設工事業者の本社又は営業所の所在区分 本社又は営業所の所在区分は、次のとおりとする。 ア I種 一関市内に本社を有する者 イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者 ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者(「準市内本社」という。) (ア) 一関市民又は平泉町民の常勤雇用者を4人以上有すること。 (イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること。 エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者 オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者 第8～10 (略) 附 則 この要領は、令和6年9月25日から施行する。 <u>附 則</u> この要領は、令和7年6月12日から施行する。</p>
<p>別表1 (第7第4項(1)関係)</p>	<p>別表1 (第7第4項(1)関係)</p>
<p>令和7・8年度格付に係る資格技術者要件</p>	<p>令和7・8年度格付に係る資格技術者要件</p>

工事の種類	格付	資格の名称	技術者数
土木一式	A級	土木施工管理技士等	12 (5)
	B級	〃	6 (3)
	C級	〃	3 (1)
建築一式	A級	建築施工管理技士等	8 (4)
	B級	〃	5 (1)
	C級	〃	3
電 気	A級	電気工事施工管理技士等	6 (3)
	B級	〃	3 (1)
管	A級	管工事施工管理技士等	5 (2)
	B級	〃	3 (1)
舗 装	A級	土木施工管理技士等	8 (4)
		舗装施工管理技術者 (1級)	1
	B級	土木施工管理技士等	3 (1)
		舗装施工管理技術者 (2級以上)	1
水道施設 (管布設)	A級	土木施工管理技士等	3 (1)
		<u>管工事施工管理技士等</u>	<u>3 (1)</u>
		耐震継手配水管技能者	2
	B級	給水装置工事配管技能者	2
		土木施工管理技士等	2
		<u>管工事施工管理技士等</u>	<u>2</u>
		耐震継手配水管技能者	1
給水装置工事配管技能者	1		

工事の種類	格付	資格の名称	技術者数
土木一式	A級	土木施工管理技士等	12 (5)
	B級	〃	6 (3)
	C級	〃	3 (1)
建築一式	A級	建築施工管理技士等	8 (4)
	B級	〃	5 (1)
	C級	〃	3
電 気	A級	電気工事施工管理技士等	6 (3)
	B級	〃	3 (1)
管	A級	管工事施工管理技士等	5 (2)
	B級	〃	3 (1)
舗 装	A級	土木施工管理技士等	8 (4)
		舗装施工管理技術者 (1級)	1
	B級	土木施工管理技士等	3 (1)
		舗装施工管理技術者 (2級以上)	1
水道施設 (管布設)	A級	土木施工管理技士等	3 (1)
		_____	_____
		耐震継手配水管技能者	2
	B級	給水装置工事配管技能者	2
		土木施工管理技士等	2
		_____	_____
		耐震継手配水管技能者	1
給水装置工事配管技能者	1		

(備考)

1 技術者数の欄に記載している数字は、工事の種類ごとに必要とされる資格技

(備考)

1 技術者数の欄に記載している数字は、工事の種類ごとに必要とされる資格技

<p>術者の合計人数です。括弧内の数字は、資格技術者のうち1級又は1級相当の人数です。</p> <p>2 各等級別区分に対する資格については、次のとおりです。</p> <p>1級相当 1級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者</p> <p>2級相当 2級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第1種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格 等</p> <p>3 舗装において、舗装施工管理技術者は土木施工管理技士等との重複可</p> <p>4 水道施設（管布設）において、土木施工管理技士等、<u>管工事施工管理技士等</u>、耐震継手配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は、それぞれ重複可</p>	<p>術者の合計人数です。括弧内の数字は、資格技術者のうち1級又は1級相当の人数です。</p> <p>2 各等級別区分に対する資格については、次のとおりです。</p> <p>1級相当 1級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者</p> <p>2級相当 2級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第1種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格 等</p> <p>3 舗装において、舗装施工管理技術者は土木施工管理技士等との重複可</p> <p>4 水道施設（管布設）において、土木施工管理技士等_____、耐震継手配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は、それぞれ重複可</p>
---	--